

# 保育園・認定こども園 一時預かりのご案内

市内の保育園・認定こども園の一部で、船橋市在住のお子様をお預かりする一時預かり事業を実施しています。

## 1. 利用できるお子様

船橋市にお住まいの生後57日目から小学校就学前の健康なお子様。

ただし、お子様の健康状況や月齢が低い等の理由により利用できない場合もあります。

※出産や看護・介護のために船橋市内に里帰りをされているお子様も利用可能です。

## 2. 利用時間

下表の時間のなかで、ご家庭で保育ができない時間にご利用いただけます。

※実施園により利用時間が異なる場合がございますので、詳細は直接実施園にお問い合わせください。

曜日	通常保育時間 (A・B利用)	時間外保育時間 (A利用のみ)
月曜日～金曜日	午前9時から午後5時まで	午前8時から午前9時 午後5時から午後6時
土曜日	午前9時から午後1時まで	午前8時から午前9時

※ご利用にあたりましては、基本時間を9時から5時までとし、通勤時間等の理由により実施園が認めた場合には、時間外保育として最大午前8時から午後6時までご利用いただけます。

ただし、6か月未満のお子様は、時間外保育をご利用できません。

※午前（午前9時から午後1時まで）又は午後（午後1時から午後5時まで）のみの短縮利用（半日利用）もありますので、ご都合にあわせて選択してください。

※事前に予約をとっている時間のみのご利用となります。

## 3. 休日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）および実施園の休園日

## 4. 利用の手続き

申込みは一時預かり実施園で直接受付しております。利用までの流れは園によって異なりますので、まずは利用を希望される保育園・認定こども園へ一度ご連絡ください。

※予約システム対応園(「一時預かり実施園一覧」内にシステム対応園の記載有)については、パンフレットの4ページに記載のURL又はQRコードより一時保育予約システムのホームページにアクセスし、ご案内をご確認ください。

また、遅くとも利用希望日の7日前までに登録が必要です。登録時にお子様の面接をいたしますので、必要書類の他お子様同伴のうえ、母子手帳及び健康保険証(コピー)、印鑑を持参し園においでください。

緊急と認められる場合は、空きのある範囲内で受け付けますので、利用希望園へ直接お問い合わせ下さい。なお、その場合の利用でも、前日までにお子様の登録(面接)が必要になります。  
※市内の一時預かり実施園を併用して、利用条件の定める利用限度日数を超える利用が判明した場合には、以降の利用をお断りいたします。

## 5. 提出していただく書類

- ① 一時預かり登録票・承諾書
- ② 申込児童の健康状況調査書・生活状況調査書
- ③ 一時預かりが必要となる状況を証明するもの(3ページ参照)
- ④ お子様の月齢が6ヶ月未満の場合やお子様に疾患(心臓病など)がある場合には、健康上集団保育に支障がないことを確認するため、原則として、主治医の意見書(用紙は保育認定課にあります)が必要となります。

## 6. キャンセルについて

一時預かりの予約をキャンセルされる方は、**利用日の前日の17時まで**にご連絡ください。前日までにご連絡をいただけなかった場合には、次回以降の利用をお断りすることがございます。

## 7. 利用についての相談・申込み

利用についてのご相談・お申込みは、利用を希望される一時預かり実施園に直接お問い合わせください(「一時預かり実施園一覧」をご覧ください)。

利用当初は、お子様の負担軽減のために、短時間の保育(ならし保育)となることをご承知おきください。

一時預かり実施園は園ごとにお預かりできる人数(定員)を定めていますが、実際に受入れできるお子様の人数は、その日にお預かりするお子様の年齢構成等により日々変動します。

こんな時に船橋市の一時預かりをご利用いただけます

## A利用 (保育できない理由がある場合) の利用条件 . . . 月9日が限度

例	必要な書類
パート等で昼間働いている。	就労証明書
定期的に通院をしている。 または定期的に家族を看護・介護している。	主治医の意見書(用紙は園・保育認定課にあります)等
各種学校・職業訓練学校に通学している。 (就職に直結するものに限る。)	在学証明書及びカリキュラム等
定期的にボランティア活動をしている。	団体に所属している場合は団体の証明等
兄・姉の学校行事等(授業参観・保護者会など)に参加する。	学校からの行事予定表、案内状等
仕事を定めるために採用試験・面接を受ける。	ハローワークの証明、受験会社からの面接日通知等
保護者の病気・ケガによる入院・通院	診断書、主治医の意見書(用紙は園・保育認定課にあります)、病院の領収書等
出産のため	出産する子どもの母子手帳のコピー
保護者の安静を要する自宅療養	主治医の意見書(用紙は園・保育認定課にあります)等
家族の入通院や在宅での付添い介護	主治医の意見書(用紙は園・保育認定課にあります)等
災害・事故などの復旧に従事	証明するもの
葬儀への出席	案内状等

## B利用 (リフレッシュの場合) の利用条件 . . . 月2日が限度

例	必要な書類
育児の負担をリフレッシュするため、子どもを預けて自分の時間を持ちたい。	証明するものは特に必要ありません。
子どもに集団生活を体験させたい。	
カルチャースクール、スポーツクラブに通いたい。	

※実施園の空き状況により、A利用を月最大15日、B利用を月最大9日まで利用可能です。

詳しくは実施園までお問い合わせください。(実施園に空きがない場合には、月15日(A利用)・月9日(B利用)まで受け入れができません。)

★A利用・B利用を同時に登録し、利用することは可能です。ただし、預かりが可能な日数はA利用の日数が上限となります。

ご家庭でお子様を保育できない証明につきましては、  
お子様と同居している父母の方の分が必要です。

## お問い合わせ・予約について

お問い合わせ・予約は利用を希望される保育園・認定こども園で直接受け付けております。  
登録のための面接は予約制ですので事前に一度連絡をしてください。

### 《 船橋市一時保育予約システムについて 》

一時預かり実施園一覧中、『※予約システム対応』と記載されている保育園・認定こども園につきましては、下記QRコードより予約が可能ですのでご利用ください。

<http://www.f-kosodate.net/>



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。